

## 一般条項

1. 下記条項において、を「買主」、サプライヤを「売主」と言います。

### 2. 受諾

本注文書は、買主が売主の注文請書を受領したとき、又は本注文書に従って出荷された注文品の一部を受領したとき、またはサービスが開始されたとき、受諾されたものとします。買主は、売主が便宜上、独自の請書書式を使用することを認めます。したがって、当事者双方は、かかる書式に印刷された条件が本注文書の条項と異なる、矛盾する又は相反する場合、当該条件は放棄されたものと見なすことに同意します。売主が当該条件を放棄する意図がない場合、売主は注文請書に「契約条件変更」と記し、買主へ通知するものとします。その場合、買主と売主は協議により双方に受け入れ可能な条件を取り決めるものとします。

### 3. 保証

売主は、本注文書に含まれるすべての注文品、資材、部品および作業が買主によって提供又は採用された仕様、図面その他の説明資料に合致すること、ならびに商品性を有すること、仕上げが良好であること、および瑕疵がないことを明示的に保証します。特に、当事者双方は上記保証が検査、テストおよび受入後も効力を有することに同意します。本保証は、買主、その承継人、譲受人および顧客、ならびに買主の製品の使用者に与えられるものとします。

### 4. 納入予定/解約

売主は、注文品ないしサービスを本注文書に記載の数量および納入予定に従って納入するものとします。売主は、自己の費用負担で注文品を空輸/出荷/納入するものとし、また納入予定が遵守されなかったために買主が被った損失又は損害を賠償する責任を負うものとし、また、既に納入・受入の完了した注文品を除き、買主はその選択により、通常の出荷方法による納入予定の変更を依頼するか、又は売主に違約金、解約手数料を支払うことなく本注文を解約することができるものとします。

### 5. 輸送

別途の指定がない限り、注文品の輸送は本注文書の表に記載した通り納入先へ納入し又は請求した単価を超えない価格で行うものとします。売主は、本注文書に記載された価格は同様の資材および同様の数量に対し売主が同等の他の顧客に提示した正味価格と同程度であることを保証します。また、本注文書に記載の注文品の納入予定前と同様の条件でより低い正味価格が見積られた場合、売主はその時点以降、本注文書記載の価格に代えて当該引下げ価格を適用することに同意します。

### 6. 価格

本注文書に価格が記載されていない場合、注文品の代金は、買主に対し前回見積った又は請求した単価を超えない価格で行うものとします。売主は、本注文書に記載された価格は同様の資材および同様の数量に対し売主が同等の他の顧客に提示した正味価格と同程度であることを保証します。また、本注文書に記載の注文品の納入予定前と同様の条件でより低い正味価格が見積られた場合、売主はその時点以降、本注文書記載の価格に代えて当該引下げ価格を適用することに同意します。

### 7. 変更

買主、または売主は相手方と協議の上、本注文書の内容を変更することができるものとします。

### 8. 危険負担

注文品の損失又は損害の危険は、注文品が買主に納入され受け入れられるまで、売主が負担するものとします。買主は、納入された注文品等を検査し本注文書の条件との不一致の有無を売主に通知するため妥当な時間的猶予を認められるものとします。本注文書の条件に合致しない注文品等については、買主は受領を拒絶できるものとします。受領を拒絶した注文品等については、買主は売主の危険および費用負担で売主に返品するか保持することができるものとします。

### 9. 検査

納入時に売主に与えられる受領書の書式又は内容に拘らず、また本注文書に従って既に行われた支払の有無に拘らず、買主に納入されたすべての注文品等は、納入後30日以内に買主による最終検査を受けるものとします。受領拒絶があった場合、売主は拒絶された注文品等を妥当な時間内に回収する責任を負います。

### 10. 売主の設計に関する特許権

本注文書を受諾することにより、売主は、本注文書に従って提供されるあらゆる機械、装置および資材で、買主の設計、組立又は製造によらないものについて、その販売、使用又は製品への組込みがいかなる有効な特許権、著作権又は商標をも侵害しないこと、またかかる侵害の申立に基づく請求および訴訟により生じる一切の費用、責任、および損失（ならびに弁護士報酬を含む訴訟費用）から買主およびその顧客が損害を被らないようにし、かかる請求もしくは訴訟の解決又は防御に当ること同意します。

### 11. 特許権および買主の設計

買主によって提供された図面および仕様に従って注文品を製造又は供給する必要があり、当該図面および仕様が売主の図面もしくは仕様又は売主の設計に基いていない場合、本注文書に基づくその作業の中で売主が実施又は導入した注文品の改良について、売主はかかる改良を直接・間接に実施し、使用し、販売する非独占的で取消不能な、支払済みライセンスを買主に許諾することに同意し、ここに許諾します。

### 12. 受領拒絶

本注文書に基き買主に納入された注文品等のいずれかが瑕疵その他の理由で本注文書の要求内容に合致しないと買主が見なした場合、買主は当該注文品等の受領を拒絶する権利を有するものとします。拒絶された注文品等が妥当な時間内に買主の施設から回収されなかった場合、当該注文品等は売主の費用負担で（買主の裁量により）返送、処分又は廃棄されるものとします。その場合、買主は当該注文品等を他の業者に注文できるものとし、それに要した追加費用は売主が負担するものとします。

### 13. 相殺

買主は、売主に対する買主の本注文書関連債務を買主又はその関連会社に対する売主の債務で常に相殺できるものとします。

### 14. 特別料金

買主が個別に書面で同意しない限り、包装料金、書類作成料金等を含む、いかなる種類の料金も認められないものとします。

### 15. 下請および譲渡

買主が個別に書面で同意しない限り、売主は、一部と全部とを問わず、本注文を下請に出す又は譲渡することができないものとします。

### 16. 欠陥注文品

本注文書に基き販売又は納入された注文品等に何らかの欠陥があった場合、売主は当該注文品等の使用もしくは販売に起因する、又は当該欠陥に帰せられる、あらゆる対人又は対物の事故、傷害もしくは損害を理由とするあらゆる損失、請求および費用について買主を免責するものとします。

### 17. 守秘義務

1. 売主は、本注文書に基づき買主より提供を受けた情報又はサービスの遂行上知り得た買主及び買主の顧客の情報に第三者に漏洩してはならない。本項の守秘義務は、本注文書の有効期間中のみならず、本注文書の終了後も5年間有効に存続する。  
2. サービスの遂行に関連して売主が得た情報、成果及びデータは買主に対してのみ提供するものとし、売主はこれらについて前項に定めたと同じ守秘義務を負うものとする。  
3. 前二項の定めは、次の情報には適用されないものとする。  
(1) 開示の時に、既に公知であった情報。  
(2) 受領後、売主の責に帰することなく公知となった情報。  
(3) 売主が第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報。  
(4) 売主が買主から開示された情報によらず独自に開発した情報。  
(5) 売主が開示を受ける前から保有していた情報。  
(6) 法令等で開示の義務を負った情報

### 18. 個人情報の取り扱い

1. 買主はサービス遂行のため売主に対して個人情報を提供する場合、原則として当該個人情報を識別できないよう変更または変換して提供するものとします。  
2. 前項の定めにもかかわらず、買主の要請により、売主がサービス遂行のため特定の個人を識別できる個人情報を買主から預る場合、売主は知り得た個人情報について本注文書の有効期間終了後も機密保持義務を負うとともに、売主の従業員に秘密を保持させるため別途定める必要な措置を講じるものとします。また、個人情報の取り扱いに必要な事項は、別途定めるものとします。  
3. 前項により買主から預った個人情報が漏洩した結果、買主または第三者に損害が発生した場合、売主は買主または第三者に対して、その損害を賠償するものとします。  
4. 売主は、サービス終了後、買主に個人情報をただちに返却しなければならず、バックアップ用も含め売主に個人情報が残らないようにするものとします。

### 19. 保険

売主は、本注文書に係る売主の履行に起因する人身傷害または対物損害に対し責任を負うことに同意し、かかる賠償責任を対象とする十分な保険をかけていることをここに表明し保証します。さらに、売主は特約付き火災保険をかけること、ならびに買主の所有物に対し売主の占有下にある間責任を負うこと、買主の指示に従い当該所有物を良好な状態に保つことおよび当該費用を買主に請求しないことに同意します。

### 20. 買主の施設内での作業

売主が本注文書に基き買主の施設内で作業する場合、売主は、その作業に関連して発生したあらゆる対人又は対物の事故、傷害もしくは損害を理由とするあらゆる損失、請求および費用について買主を免責するものとします。売主は、買主の要求に基づくすべての保険契約の締結の証拠を提出するものとします。

### 21. 法律の遵守

売主は、本注文書に記載の注文品等の製造、包装、ラベル付け、配布、販売又は価格設定が現行の法律又は行政規則もしくは命令に違反したことはなく今後も違反しないこと、また必要に応じ当該注文品の登録が行われたことを表明します。売主は、当該注文品が現行および今後の法令に基づく職業上の安全衛生基準を遵守することを保証します。なお、本注文書記載の各条項が違法、無効又は履行不能と裁定された場合においても、本注文書の他の条項は、引き続き有効とし、買主、売主は、双方協議のうえ本注文書の履行に努めるものとする。

### 22. 適用法

本注文書の解釈は、日本国の法律に準拠するものとします。